



中堅・中小企業のお客さまへのサポート、地域の活性化への取組

法人の皆さまへのサービス

三井住友銀行では「法人エリア」にて、中堅・中小企業のお客さまへのサービスを提供しております。法人エリアではお客さまの資金ニーズに加え、幅広い金融ニーズや経営課題の解決に向けて、SMBCグループ各社のネットワークを活かした専門的なサービスのご提供が可能な体制となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中堅・中小企業のお客さまを対象とした特別ファンドを制定する等、事業継続に向けた資金繰り支援のサポートに取り組んでいます。

今後も、お客さまの立場に立ったサポートを行うことで、金融機関としての社会的責任を果たしていきます。

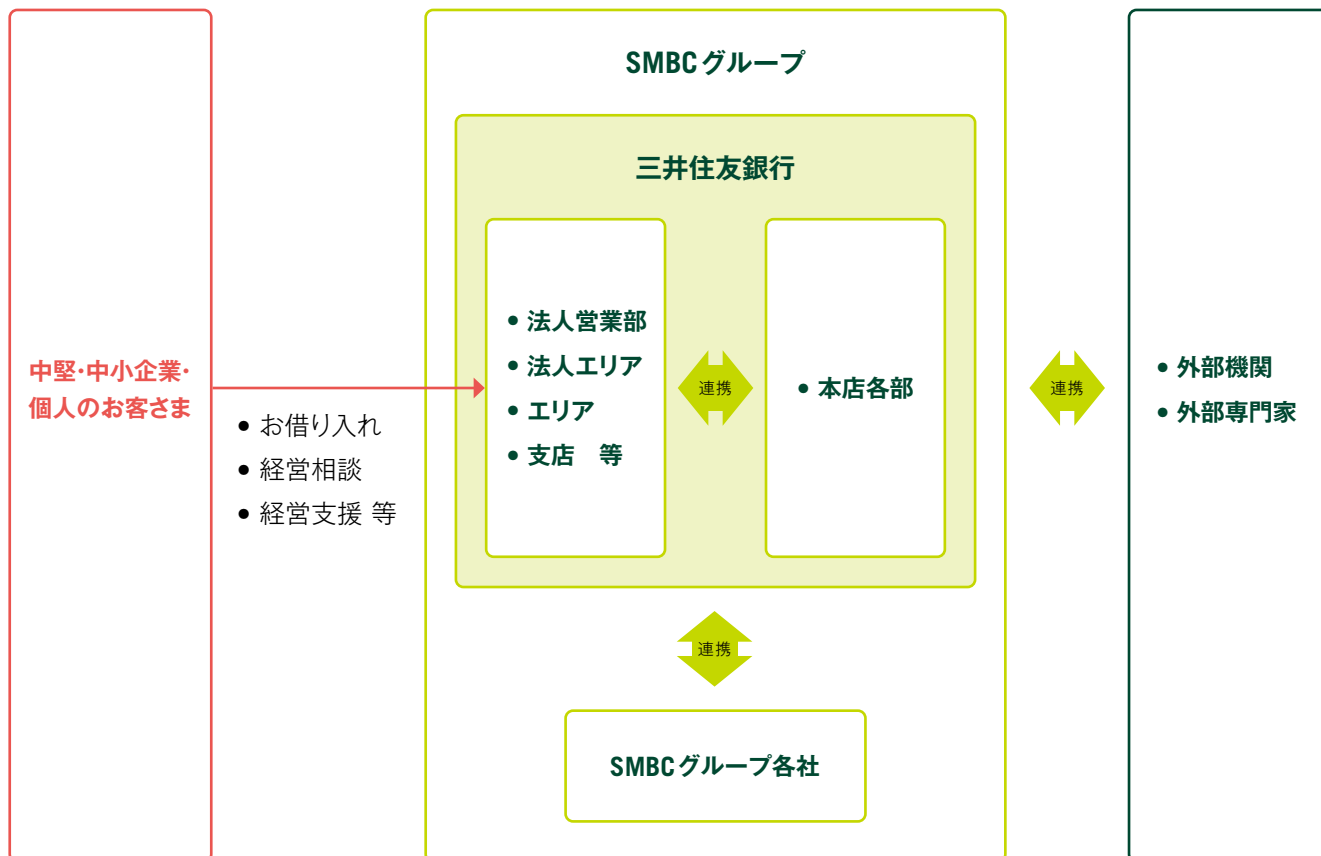
各地の信用保証協会との提携

三井住友銀行では、無担保・第三者保証不要でのご融資が可能な融資商品であるビジネスセレクトローンと併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお客さまの資金ニーズに応えるべく、各地の信用保証協会とも協調して、都道府県等の制度融資および提携保証をご用意しています。

三井住友銀行では今後も引き続き、日本経済を支える中堅・中小企業のお客さまへの積極的な資金供給・経営支援に取り組んでいきます。

信用保証協会名	商品名
東京信用保証協会	政策特別融資(SDGs・電子契約)
神奈川県信用保証協会	かながわアセット200
大阪信用保証協会	CSネクスト保証
兵庫県信用保証協会	飛躍

■中堅・中小企業の経営支援に関する体制整備の状況



経営改善・事業再生・業種転換等の支援

三井住友銀行では、円滑な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、お客さまが抱える経営課題にも目を向け、それぞれの経営課題やライフステージに応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案させていただき、十分な時間をかけて実行支援する等、コンサルティング機能の一層の発揮に努めています。具体的には、お客さまの資金調達や経営課題解決のニーズにお応えするために、各種ローン商品を豊富に取り揃えているほか、業務斡旋や海外進出、事業承継サポートといった各種ソリューションを用意しています。

また、外部専門家*1や外部機関*2等とも適宜連携しつつ、経営改善計画の策定サポートや経費節減・資産売却等の経営改善アドバイス等を通じて、お客さまの経営改善や事業再生等を支援しています。

さらに、自然災害等により被災されたお客さまや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお客さまに関しては、生活や事業の再建を支援するため、最適なソリューションの提案・実行支援を行っています。

*1 SMBC コンサルティング、税理士、会計士等

*2 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等

地域の活性化への取組

地方創生は引き続き政府の政策課題に掲げられ、各地方自治体が地域活性化のために策定した「地方版総合戦略」は、第2期を迎えました。

地方創生においては、地域の総合力の発揮が重要になっており、金融機関には幅広い情報・ネットワークを活用した貢献が期待されています。

SMBCグループでは、地方自治体と連携協定を締結することによる産業振興等の支援をはじめ、全国の地方自治体や地域ごとに異なる課題やニーズに応じて、様々な方面から地域活性化への貢献を進めています。具体的には、SMBCグループ各社の機能を活用した地域のインフラ設備向上や国内外観光客誘致、歴史的資源を活用した観光振興、SDGsへの取組、東京での地域産物の知名度向上等の各種支援等を、地方自治体、地域金融機関、民間企業等と連携して取り組んでいます。

引き続き全国の地方自治体および地域金融機関等と連携・協力し、SMBCグループのネットワークを活用して、地域経済に貢献すべく地方創生に取り組んでいきます。



「SDGs 未来都市・横浜の実現に向けた連携協定」締結の様子

金融円滑化への取組

三井住友銀行は「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、真摯かつ丁寧な顧客対応、円滑な資金供給、コンサルティング機能の発揮に努めていきます。

金融円滑化に関する基本方針

- ① 新規融資・貸付条件変更等の申込に対する適切な審査を実施します
- ② お客さまに対する経営相談・経営指導およびお客さまの経営改善に向けた取組に関する支援を適切に実施します
- ③ お客さまの事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます
- ④ 新規融資・貸付条件変更等の相談・申込に対してお客さまへの説明を適切かつ十分に実施します
- ⑤ 新規融資・貸付条件変更等の相談・申込に対するお客さまからのお問い合わせ、相談、要望および苦情に適切かつ十分に対応します
- ⑥ 貸付条件変更等の申込や、公的機関・第三者機関等を通じた各種支援の申出等にあたっては、関係する他の金融機関等がある場合には緊密な連携を図ります
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、個人保証に関して適切な対応を行います